

平成 25 年度 使用済み電気・電子機器の輸出時における  
中古品判断基準等検討会  
第 1 回 議事録

1. 日時：平成 25 年 8 月 9 日（金）14：00～15：30
2. 場所：航空会館 201 会議室
3. 参加委員：吉田委員（座長）、小島委員、寺園委員、鶴田委員  
環境省：大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課、産業廃棄物課、リサイクル推進室  
事務局：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室  
株式会社 エックス都市研究所
4. 配布資料：
  - 資料 1：中古品判断基準に関する議論の経緯及び論点
  - 資料 2：中古品判断基準の策定・適用及び代替手段の審査に関する進め方について（案）
  - 資料 3：バーゼル条約 E-waste ガイドライン案を踏まえた中古品判断基準（案）の修正方針（案）
  - 資料 4：使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準（案）
  - 資料 5：中古品判断基準（案）に関する正常作動検査の代替手段の要件について（案）
  - 参考資料 0：平成 24 年 第 5 回「使用済み電気・電子機器輸出時判断基準及び金属スクラップ有害特性分析手法等検討会」議事録
  - 参考資料 1-1：使用済家電のフロー推計（中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクル WG 合同会合（第 21 回）（平成 25 年 5 月 20 日）資料 2 より抜粋）
  - 参考資料 1-2：中古電気電子機器の輸出入国におけるフローのイメージ（寺園委員提供資料）
  - 参考資料 2-1：中古又は使用済家電製品を輸出しようとする際の注意点について（平成 24 年 4 月 27 日付け事務連絡）
  - 参考資料 2-2：使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）（平成 24 年 3 月 19 日付け）
  - 参考資料 3：使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準（案）（平成 24 年 6 月パブリックコメント募集版）及びこれに対する意見
  - 参考資料 4：使用済みブラウン管テレビの輸出時における中古品判断基準について（平成 21 年 6 月 1 日付け事務連絡）

参考資料 5 : E-waste ガイドライン案 (UNEP/CHW.11/7/Add.1 2012 年 12 月版)

参考資料 6 : E-waste ガイドライン案 (2013 年 5 月 4 日版) (非公開資料・委員限り)

参考資料 7 : E-waste ガイドライン案 (2013 年 5 月 4 日版) 仮訳 (非公開資料・委員限り)

## 5. 議事 :

- (1) これまでの議論の経緯及び論点
- (2) 中古品判断基準の策定・運用等について
- (3) 中古品判断基準 (案) の修正方針について
- (4) 正常作動検査の代替手段の要件について

## 【議 事 要 旨】

### 1. 開会

- 環境省より挨拶
- 委員紹介
- 座長選出

- ・ 座長の選出が行われ、平成 24 年度に引き続き、北海道大学の吉田委員が座長として選出された。

### 2. 議事

#### (1) これまでの議論の経緯及び論点 (資料 1)

(事務局 (環境省) より、資料 1 の説明が行われた。)

<質疑応答>

(吉田座長)

- ・ 資料 1 の説明に関して、質問・意見があればお願いしたい。これまでの議論の経過と本検討会での論点を明確に示していただいた。

(特に意見なし)

- ・ それでは、これまでの経緯と論点については了解したということで、続いて議題 2 について事務局より資料 2 の説明をお願いしたい。

#### (2) 中古品判断基準の策定・運用等について (資料 2)

(事務局 (環境省) より、資料 2 の説明が行われた。)

<質疑応答>

(吉田座長)

- ・ 具合的な基準の内容や代替手段の審査の進め方については、議題 3 と 4 でご議論いただきたい。全体の進め方はこの方向で差し支えないか。正常作動検査の猶予期間につ

いて触れられているが、同時に代替手段の提案を受け付けるというのが重要な点であり、プロセスの予定が示されている。要件が満たされない場合は正常作動検査を適用し、要件を満たせばそのまま代替手段が暫定的に運用される。ただし、平成 27 年 5 月を目処としているバーゼル条約 COP12 において、E-waste ガイドラインの中身が決定した場合には、修正が入る可能性があるという案である。

(特に意見なし)

- ・ 全体の流れについては特にご意見が無いため、議題 3、4 において具体的な内容についてご議論いただきたい。

### (3) 中古品判断基準(案)の修正方針について(資料3、4)

(事務局(環境省)より、資料3、4の説明が行われた。)

<質疑応答>

(吉田座長)

- ・ 中古品判断基準案の修正方針について説明があったので、資料3と4を盛り込んだ案の妥当性についてご質問・ご意見をお願いしたい。

(寺園委員)

- ・ E-waste ガイドライン案に関する COP11 での議論の概要は、我々の議論においても重要である。日本政府は一律の正常作動検査は現実的ではないので、柔軟性を求める主張をしたものと理解した。一方で、アフリカ・中南米諸国からは異なる意見が出ていたということであるが、環境省の報道発表や NGO の報告を見ると、フィリピンを含めたアジア諸国の中にはアフリカ・中南米諸国とは異なる意見があったようである。COP11 に参加された環境省、小島委員に現地での議論について簡単に追加説明していただきたい。

(環境省)

- ・ 資料3の1ページの使用済み電気・電子機器を非廃棄物扱いとする場合の条件の3点目にあるように、我が国は適切なトレーサビリティ等の確保を条件として、柔軟性を求める主張をしたが、この主張についてはフィリピンが全体会議で賛成を表明していた。また、いくつかのアジアの国からは、輸入国での雇用対策に言及される等、我が国の主張を支持するような意見もあった。

(小島委員)

- ・ E-waste ガイドラインについては、アフリカ・中南米とは異なる立場でアジアの途上国から意見が出ていた。ただし、どちらかという中古のリユースへの関心以上に、製造業者等が途上国に製造拠点を持っている場合に、修理目的で色々な国から戻ってくるものについて、故障が発生した国から生産国に輸出する際にも検査を求めるのは過重な負担であるという意見であった。生産拠点や修理センターが立地しているような途上国が積極的に発言していた。中古品の販売が多くあるような国から中古ビジネス

を守るための発言が全く無かったわけではないが、多くはなかった。全ての使用済み電子・電気機器に対して機能性検査を輸出国で実施するという条件は厳しすぎると主張する国は、製造業者が修理を行っているような国であった。

(寺園委員)

- ・ 途上国にあるメーカーが修理目的で戻すことを想定すると、E-waste ガイドラインはあまりに厳しすぎるとの懸念から来る意見であって、必ずしも日本からアジア・アフリカに中古利用目的で輸出することを肯定的に捉えようとするものではなく、メーカー責任の観点からそこまで行うのは好ましくないとの意見が多かったということか。

(小島委員)

- ・ そういう意見の方が多かった。

(寺園委員)

- ・ であるならば、そういう意見があるからといって、日本からアジア等の途上国への輸出についてこの程度でよいかどうか国際的に通るかどうかは不透明であり、あまりそこに期待しないほうがよいという理解でよいか。

(小島委員)

- ・ どこまでどのように捉えるかはこれからの議論である。アフリカや中南米はかなり強い形で輸出前に検査すべきとの姿勢を全く崩さなかった。

(環境省)

- ・ 実際に交渉に参加した者として一言感想を述べたい。アフリカ・中南米の交渉参加者は、ビジネスの実態や物の移動を良く分からずに、やみくもに検査をせずに自分の国に入ってくるのは怖いという原理原則的な立場に立って反対していた印象がある。逆に言えば、そういった方々ともう少しコミュニケーションを取り、実際に1つ1つの物品が登録・管理されて移動しているという実態をもう少し理解してもらう必要があると感じた。輸出前検査の適用除外に議論が終始しており、そこは小島委員のご指摘のとおりである。輸出前検査は行うが、その検査方法について柔軟性を主張したのは日本だけであった。そこに光を当てようと交渉したが、圧倒的多数の参加国は適用除外の話をしていて、ただし、フィリピンは全体会議で日本の支持を表明していた。

(鶴田委員)

- ・ 資料3で「E-waste ガイドライン案を踏まえた中古品判断基準案の修正方針(案)」をお示しいただいたが、基本的な考え方を少し付け加える形でご説明いただきたい。E-waste ガイドライン案はバーゼル条約の下で策定が進められているが、ガイドライン自体に詳細な規定が掲げられているものの、文書の基本的性質は法的拘束力の無い、あくまで各国における条約の実施における参考資料的なものである。ガイドライン案の個々の規定を中古品判断基準にそのまま落とすのではなく、その位置付けや性質などを踏まえつつ、さらに日本から諸外国への輸出の実情をできるだけ勘案して修正すべきものである。今回の修正案については、国際的にも耐えうる日本の中古品判断基準とな

るとの考えに基づいて修正したという認識でよいか。

(環境省)

- ・ ご指摘のとおり、このガイドラインは採択されても法的な拘束性はないと考えている。一方で、ガイドラインはバーゼル条約締約国内外で認知される国際的なガイドラインとして共有されるものなので、日本の中古品判断基準も整合を取っていく必要がある。このような背景を踏まえて修正方針案をお示したところであるが、ご指摘のとおり、現状を踏まえた案である必要がある。

(吉田座長)

- ・ 資料3のE-wasteガイドラインを踏まえた修正方針(案)について、この問題は日本だけでなく、韓国、台湾などでもコンピューターや携帯電話等が多く生産され輸出されており、そういう状況を加味すると、表の一番下にある中古取引の価格の情報は入れるべきである。中古品かスクラップかの判断は、結局価格で判断するしかない。参考資料1-1に使用済み家電のフロー推計があり、ここで日本の中古品とスクラップのルートが推定されている。それを推定する場合でも、価格情報が入っていることが重要である。また、「関係国の規制等遵守」という部分で、通過国と最終到着地の問題がある。現在、寺園委員などがその推定を行っているが、HSコードで中古品とその他を区別しているのは日本くらいで、韓国は行っていない。最初に向かった場所は分かるが、最終消費地が分からないというのが一番の問題である。通過国、そして最終到着地という情報もできれば含んだほうがよい。必須ではないが、ガイドラインで言及されているからには我々も考えておかなければならない。価格情報と通過国情報、最終目的地情報は、このE-waste問題においても非常に大事な情報であるという点は念頭においていただきたい。

(寺園委員)

- ・ 2点お伺いしたい。まず、用語に関して、昨年度までは機能性検査という言葉が使われていたが、今年度から正常作動性となった理由を聞かせていただきたい。もう1点は、資料4別表において「特定家庭用機器の年式・外観に係る判断項目」として、4品目について「仕分け基準作成のためのガイドライン」から引用されている。これは我が国に家電リサイクル法があり、仕分けガイドラインがあるからだと理解しているが、中古品判断基準においては、この4品目以外の年式・外観について、現在では案がない状況であるとの認識でよいか。

(環境省)

- ・ 1点目に関して、環境省としては機能性があることは正常作動性があることと同等と考えており、今年度からこの言葉を使用している。パブリックコメントを募集した判断基準案の基準②において「通電検査等を実施し、個々が正常に作動すること」と示し「通電等を行い、正常作動検査を実施し」としていたので、この言葉に合わせた。2点目については、4品目については既に年式、外観に関する指針があるため、ご指

摘のとおり別表で統合した。4品目以外については、現在のところこのような判断項目は出していないという整理である。

(小島委員)

- 資料3別添で、正常作動性について、中古品判断基準案では「求めに応じて提出可能な状態にしておくこと」とあるが、これは日本語で用意しておけばよいのか。ガイドラインでは機器自体に伴わせることになる。ガイドラインには何も書かれていないが、日本語での表記について、相手国に行っても分かることを意識しているのか、どのような形で用意しておけばよいのか少し考えておいたほうがよい。

(環境省)

- 相手国の当局から求められた場合にも提出する必要があるため、基本的には英語であることが望ましい。

(小島委員)

- 具体的に基準に記載する必要はないが、意識しておいたほうがよい。また、通過には、transshipment、transit、transferなどいくつか種類があり、明確にしておいた方がよい。輸出業者が分かり易いように補足があったほうがよい。

(環境省)

- この方針案が固まり、基準を公表する際に、その点について説明したい。

(吉田座長)

- 資料3別添を見ると、E-wasteガイドライン案では「機能性」という言葉が頻繁に出てくる。やはりリファレンスはガイドラインなので、仮訳の用語集なども見た上で、用語をどうするかご検討いただきたい。確かに「機能性」と言うと分かりにくいいため、再検討が必要である。

#### (4) 正常作動検査の代替手段の要件について (資料5)

(事務局 (環境省) より、資料5の説明が行われた。)

<質疑応答>

(吉田座長)

- バーゼル条約の会議で、代替手段について提案したのは日本だけという理解でよいのか。

(環境省)

- そのとおりである。

(吉田座長)

- 資料5の「代替手段の要件(1) 販売状況について」は、前回から議論してきている話であるが、いわゆるトレーサビリティの問題に関連して重要と考えたという理解でよいのか。報告されている場所に行ってみたら、実際には販売店等が無かったといった問題が起きないようにすることが目的か。

(環境省)

- ・ ご指摘のとおり、昨年度検討会の調査状況等を踏まえ、この要件を考えた。

(吉田座長)

- ・ 代替手段であるため、資料5の最初に4つ示している考え方によって透明性と検証可能性を確保しておかなければ国際的な説明がつかない。拘束力について議論はあるものの、バーゼル条約の会議では同じ問題を検討しており、その結果次第で枠組みが変わる可能性があるという理解でよいか。

(環境省)

- ・ ご指摘のとおりである。透明性があり検証可能な方法であることは、各国に対して適用した後に適切に実施していることを主張する場合に必要である。しかし、バーゼル条約の交渉次第では、代替手段の運用に変更がありうることも明記している。

(鶴田委員)

- ・ 資料5の1ページの3つ目に、「バーゼル条約及びバーゼル法の輸出規制の実効性の向上に資するもの」と書かれているが、まさにそのとおりである。中古品の輸出にあたり、正常作動検査を求めることは決して新たな規制を設けることではなく、既にある規制の実行性の向上を図るものであり、その点を確認されたのはよい。また、代替手段を認めるということについても、あくまで既にある規制の枠を意識しながら認める、あるいは運用していく必要がある。関連して、2ページ目の「代替手段の要件」の(3)「日本への返送」について、「直接再利用及び修理ができない場合、日本に持ち帰る仕組みが確立されること」の部分が気になる。バーゼル条約やバーゼル法との関係では、リユースできないと分かり、さらに物がバーゼル条約やバーゼル法の規制対象物にあたる場合、手続きを踏まない規制対象物の輸出となるため、条約上の不法取引に当たることになるが、このような書き方でよいのか。リユースできないからといって、全てがバーゼル対象物にあたるわけでもない。どのように修正すればよいか分からないが、①で「一定期間内に」と書かれているが、不法取引にあたる場合は、日本が回収することになり、条約上は30日以内という義務が課せられているため、書きぶりに気を付けたほうがよい。既に規制があるため、この代替手段が認められたからといって、バーゼル法の規制から外れて輸出入ができるわけではない。そのあたりについて誤解のない書きぶりにしたほうがよい。

(吉田座長)

- ・ 重要なご指摘である。

(寺園委員)

- ・ 先ほどもでの進め方の論点も支持しており、今回の代替手段の要件についてもしかるべき手順と内容だと理解している。その上で確認したい。日本政府としてかなり難しい判断を迫られているが、本来は柔軟性を持った方法を主張し続けられるのであれば主張したいが、国際条约会議の場ではそうではない意見が多く、中には現実を踏まえていない意見もある。しかし、代替手段については我が国のみしか主張しておらず、

このままではタイムリミットが COP12 になることを踏まえて、平成 27 年 5 月以降、採択後すぐに施行ではないとしても、先を見据えた対応が必要と理解している。本来であれば、正常作動性について我が国としてもし良い代替手段があれば、要件の考え方の 3 番目にあるとおり、「国際的理解を得られるものである必要」がある。国際的理解を得られるものであれば、その理解を得るため、外に打って出ることでもあるはずである。一方で、昨年度の検討会の調査で、それが簡単ではないことも理解したので、かなり難しいであろうという読みもあって、こういう方法になっているのかと思う。資料 5 の 3 番目について、例えば事業者毎に審査を得る、また、(11) で代替手段の実効性が暫定的な適用を認められた場合については、提案した事業者のみが用いることができる点があるが、代替手段があるのであれば、他の事業者が利用できる可能性が本当はあってもよいかもしれない。それは、もしかしたら国際的理解まで得られるかもしれない。そうした可能性があるかもしれないが、この検討会の進め方としては難しいため、暫定的なものとして、事業者側が責任を持った提案を受けてから、その業者のみが準備できるものを審査するという極めて暫定的、限定的な方法を進めると理解し、これまでの経緯を踏まえれば不本意なところもあるが、やむを得ないと理解している。

(環境省)

- 最後の部分の暫定的な運用について、提案した事業者のみが代替手段を用いるという点は、ご指摘の意味もあるが、そもそも 1 つの代替手段が暫定運用されたとしても、事業者でキャパシティも異なるため、事業者の事情に応じた審査が必要になる点を考慮している。審査を行い、1 年間で試行し、暫定的に運用することになった場合でも、COP12 に向けて国際的理解を得るために必要なデータを得るには期間があまりにも短いので、そのような理由からも (11) についてはこのような記載となっている。

(環境省)

- 補足だが、キャパシティの部分の評価は重要であり、COP12 に手段の提示だけをして、汎用性のある内容としてガイドラインに盛り込むことは難しい。手段に加えて検証方法も併せて示す必要があり、検証に関して、我々が十分に確認する時間が必要であり、暫定的な適用とした。

(小島委員)

- 事業者のみが用いることができるとするか、もう少し広げるかは非常に難しい。しっかり検証していくことが重要であり、限定せざるを得ないところもある。COP12 で厳しいものが出てくる可能性が高いため、国際的に説明できるようなデータを取って示していくことは重要である。代替手段を取る業者は輸入国にも訴えることができるものであることを十分意識していただきたい。

(鶴田委員)

- 今の議論への補足であるが、寺園委員のご指摘にあった提案した事業者しか利用でき



ないという点については、環境省が新たな許認可権限を得てしまうといった印象を与えかねないと危惧している。ご提示いただいた審査の要件を見ると、ネーミングが悪いのではないかと。通電検査ではなくて他の手段の提案であり、それを認めるか否かということであれば、それは提案した事業者以外にも認めてよいような気がする。環境省の審査では手段だけではなく、様々な要素を見ていくため、そこも伝わるようなネーミングにしたほうがよい。代替手段ではなく、それを動かしていく能力であるとか、実績なども勘案して決めていくということを正しく伝えるような審査のネーミングにする必要がある。

(吉田座長)

- ・ 私も同感であり、審査は手段だけでなく、能力や実績等も踏まえて認めるものである。手段とはこういう方法があるというだけであって、他者が使ってはいけないという論理が通らない。一つの提案があって、個別の審査はそれ以外のキャパシティ等の要件を見て審査を行う必要がある。提案については、方法論については一般性を認めざるを得ない。そうしないと、代替手段が一般性を持たないことになってしまう。ただ、個別の審査はそれ以外のいくつかの要件を用いて審査するとした方が論理が通る。

(環境省)

- ・ ご指摘のとおりであるため、言葉の使い方について考えたい。

(吉田座長)

- ・ それでは、議題4についても貴重なご意見を頂いた。頂いた意見・ご指摘を踏まえて、事務局で検討いただく。本日の検討会の議題は終了したい。

### 3. 閉会

(事務局)

- ・ 本日予定した議事についての議論はすべて終了した。本日の検討内容に関して追加のご意見、ご指摘については8月16日までに事務局までお願いしたい。

(環境省)

- ・ 本日、学識経験者の先生方から頂いたご意見については、座長と事務局で相談し、本検討会の資料に反映していきたい。最終的な代替手段の要件については、環境省において、様々な検討プロセスを経て決定させていただきたい。次回の検討会は来年2、3月を予定しているが、またその際には先生方にぜひともご指導をお願いしたい。

以上